

ふぁみりい居宅介護支援事業所運営規程及び重要事項の概要

（事業の目的）

医療法人社団緑陽会が開設するふぁみりい居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

1 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1 名（常勤・介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員 常勤（専従）2 名 常勤（兼務）1 名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（指定居宅介護支援の提供方法）

指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

（1）利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室

（2）使用する課題分析票の種類

MD S－HC 方式（三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会アセスメント票、日本社会福祉士会作成アセスメント票、日本訪問看護推進財団方式）

（3）サービス担当者会議の開催場所 自宅、事業所の相談室

（4）介護支援専門員の居宅訪問頻度 1 回／月

（指定居宅介護支援の内容）

指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

（1）居宅サービス計画の作成

（2）指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

（3）その他の便宜の提供

（秘密の保持）

1 事業者及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。又、この規定は契約終了後も継続する。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する心身の状況を提供できるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、

利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 1 虐待防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し、「身体拘束及び虐待防止委員会」(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2 虐待防止のための指針の整備をします。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(事故発生時の対応)

- 1 事業者は、利用者に対する居宅介護支援のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する居宅介護支援のサービスの提供により発生した事故等により、利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償する。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではない。

(利用料その他の費用の額)

1 居宅介護サービス費(1月につき)

要介護1・2 10,860円

要介護3・4・5 14,110円

<加算について>

特定事業所加算 (I)		5,190円	事業所の体制により加算
" (II)		4,210円	
" (III)		3,230円	
" (A)		1,140円	
初回加算		3,000円	新規プラン時、2段階以上変更認定を受けた時
入院時情報連携加 (I)		2,500円	入院時、入院当日に情報提供を行った場合
" (II)		2,000円	入院時、入院2.3日目に情報提供を行った場合
退院・退所加算	カンファレンス有	6,000円	退院・退所時、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた場合
	" 無	4,500円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000円 (月2回を限度)	病院等の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行った場合
ターミナルマネジメント加算		4,000円	ターミナル期に通常よりも頻回に訪問し利用者の状態変化を把握を行い調整した場合

通院時情報連携加算	500円	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行った場合
-----------	------	-------------------------------------

※上記居宅介護サービス計画費・加算については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付の制限を受けている場合には、1か月につき要介護度に応じて上記の金額を全額徴収する。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル 当たり50円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。

(その他運営に関する重要事項)

1 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 福山地域介護支援専門員連絡会議の研修
- (2) 福山地域連絡協議会が開催する研修
- (3) その他の研修

2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人 社団 緑陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所・施設名	ふぁみりい居宅介護支援事業所
実施するサービス種類	居宅介護支援

措 置 の 概 要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
＜受付時間・休日等＞
受付時間 8：45～17：00（緊急時24時間連絡可能）
休日 日曜日・12月29日～1月3日
＜苦情受付担当者＞ 介護支援専門員 2名 廣本 美幸
竹本 光美
(介護老人保健施設 ふぁみりい 内 電話 084-960-0302)
＜苦情解決責任者＞ 所長 廣本 美幸
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - 1) 苦情の受付
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。
 - 2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者に「苦情処理記録」にて文書で報告する。
 - 3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。
苦情処理検討委員
(苦情解決責任者) 所長
(苦情受付担当者) 介護支援専門員 2名
 - 4) 市町等の紹介
苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、次の窓口で紹介する。
○福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課
電話 (084) 928-1166
○府中市市民生活部福祉事務所介護保険係
電話 (0847) 43-7191
○井原市健康福祉部介護保険課
電話 (0866) 62-9519
○広島県国民健康保険団体連合会（国保連）
電話 (082) 554-0783
○岡山県国民健康保険団体連合会（国保連）
電話 (086) 223-8876
- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等
苦情があった事柄をサービス事業者に申し入れ改善に努める。
不可能な場合は、利用者に適したサービス事業者を探し紹介する。
- 4 その他

介護老人保健施設ふぁみりい運営規程及び重要事項の概要

(施設の目的)

1 施設サービスは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

2 （介護予防）短期入所療養介護は、要支援または要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

3 （介護予防）通所リハビリテーションは、要支援または要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

1 施設サービスでは、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

(介護予防) 短期入所療養介護では、(介護予防) 短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

(介護予防) 通所リハビリテーションでは、(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

(介護予防) 訪問リハビリテーションは、(介護予防) 訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとと

もに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

9 この運営方針を達成するために、全従事者は一致協力して介護保険の目的達成のための努力を惜しんではない。

(施設の名称及び所在地等)

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ふぁみりい
- (2) 開設年月日 平成9年5月7日
- (3) 所在地 広島県福山市神辺町大字道上字中ノ町2977番地の1
- (4) 電話番号 084—960—0300
FAX番号 084—960—0301
- (5) 管理者名 三 木 正 己
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3454480025号)

(従業者の職種、員数)

1 施設サービス・(介護予防)短期入所療養介護の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師(管理者と兼務)
- (3) 医師 1人以上
- (4) 副施設長 0人
- (5) 事務長 1人
- (6) 看護職員 7人以上
- (7) 介護職員 17人以上
- (8) 支援相談員 1人以上
- (9) 理学療法士 1人以上
作業療法士 1人以上

	言語聴覚士	1人以上
(10)	管理栄養士	1人以上
(11)	調理員	委託
(12)	介護支援専門員	1人以上
(13)	事務員	4人以上

2 (介護予防) 通所リハビリテーションの従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人
	医師（管理者と兼務）	
(3)	医師	1人以上
(4)	看護職員	1人以上
(5)	介護職員	5人以上
(6)	支援相談員	1人以上
(7)	理学療法士	1人以上
	作業療法士	1人以上
	言語聴覚士	1人以上
(8)	管理栄養士	1人以上
(9)	調理員	委託
(10)	介護支援専門員	1人以上
(11)	事務員	4人以上

3 (介護予防) 訪問リハビリテーションの従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人
-----	-----	----

(2) 医師（管理者と兼務）

(3) 医師 1人以上

(4) 理学療法士 1人以上

作業療法士 1人以上

言語聴覚士 1人以上

(定 員)

当施設の入所定員は、

入所者 70人 {（介護予防）短期入所療養介護を含む} }

通所者 60人 {（介護予防）通所リハビリテーションを含む}

とする。

(サービス内容)

1 施設サービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

2 （介護予防）短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

3 （介護予防）通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士

等リハビリスタッフによって作成される（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

- 4 （介護予防）訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- （１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長を充てる。

- (2) 火元責任者には、各職場の責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアルを定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者

に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(協力医療機関等)

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関を協力医療機関とする。

- ・ 協力医療機関

- ・ 名 称 亀川病院

- ・ 住 所 広島県福山市神辺町下御領 6 8 2 - 1

- ・ 協力医療機関

- ・名 称 小島病院

- ・住 所 広島県福山市駅家町上山守 2 0 3

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 すがなみ歯科

- ・住 所 広島県福山市神辺町十三軒屋 1 5 8 - 3

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 おきとう歯科

- ・住 所 広島県福山市神辺町新徳田三丁目 4 9 5

(利用者負担の額)

1 施設サービス・(介護予防) 短期入所療養介護では、利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、居住費(滞在費)、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日当たりの料金とする。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

別表

	区 分	金 額	内 容
介護保険	要支援 1・2 要介護 1～5	サービス費の 1 割、2 割又は 3 割 〃	
利用料	居住費（滞在費）	4 3 7 円／日	多床室
	〃	1, 7 2 8 円／日	個室
	特別な室料	1, 1 0 0 円／日	個室
	食費	1, 8 5 0 円／日	
	日用生活品費	3 1 5 円／日	シャンプー・タオルなど
	教養娯楽費	1 0 5 円／日	レクリエーションの材料など
	理美容代	整髪 2, 7 5 0 円／回	
	電気代	1 点につき 5 5 円／日	電気器具持込みの場合
	健康管理費 （予防接種料）	インフルエンザ 5, 3 0 0 円／回 肺炎球菌 4, 9 0 0 円／回	

<加算について>（1 割負担の場合）

【施設サービス】

区 分	金 額	内 容
夜勤職員配置	2 4 円／日	基準以上の配置
短期集中リハビリテーション実施	2 5 8 円／回	入所日から 3 ヶ月以内
在宅復帰・在宅療養支援機能	2 7 円／日	
外泊時費用	3 6 2 円／日	1 月に 6 日を限度
ターミナルケア	7 2 円／日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
〃	1 6 0 円／日	死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下
〃	9 1 0 円／日	死亡日以前 2 日または 3 日
〃	1, 9 0 0 円／日	死亡日
初期	3 0 円／日	入所日から 3 0 日以内
入所前後訪問指導（Ⅰ）	4 5 0 円／回	入所前に入所者の自宅等訪問
入所前後訪問指導（Ⅱ）	4 8 0 円／回	入所前に入所者の自宅等訪問
退所時指導	4 0 0 円／回	入所期間が 1 ヶ月超
退所時情報提供	5 0 0 円／回	主治医に診療情報提供
退所前連携（Ⅰ）	6 0 0 円／回	居宅介護支援事業者と連携
退所前連携（Ⅱ）	4 0 0 円／回	居宅介護支援事業者と連携
栄養マネジメント	1 1 円／日	
経口維持（Ⅰ）	4 0 0 円／月	計画作成から 6 ヶ月以内、延長あり
経口維持（Ⅱ）	1 0 0 円／月	計画作成から 6 ヶ月以内、延長あり
療養食	6 円／食	経口維持加算者算定不可
緊急時治療管理	5 1 8 円／回	1 月に 1 回 3 日を限度

所定疾患施設療養費	480円／回	1月に1回7日を限度
リハビリマネジメント計画提出料	33円／月	
安全対策体制	20円／月	
サービス提供体制強化（Ⅰ）イ	22円／日	介護福祉士60%以上
介護職員処遇改善（Ⅰ）	所定単位×75/1000	1月につき

【（介護予防）短期入所療養介護】

区 分	金 額	内 容
夜勤職員配置	24円／日	基準以上の配置
個別リハビリテーション実施	240円／回	
重度療養管理	120円／日	要介護4・5の方
送迎	184円／回	片道につき
療養食	8円／食	
緊急時治療管理	518円／回	1月に1回3日を限度
サービス提供体制強化（Ⅰ）イ	22円／日	介護福祉士60%以上
介護職員処遇改善（Ⅰ）	所定単位×75/1000	1月につき

2 （介護予防）通所リハビリテーションでは、利用者負担の額を以下とおりとする。

- （１） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （２） 食費、日用生活品費、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- （３） 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

別表

	区 分	金 額	内 容
介護 保 険	要支援1・2 要介護1～5	サービス費の1割、2割又は3割 〃	
	食費	650円／日	
	日用生活品費	105円／日	シャンプー・タオルなど
	オムツ代	パット 42円／枚 紙 94円／枚	

	パンツタイプ	157円/枚	
--	--------	--------	--

＜加算について＞（1割負担の場合）

【通所リハビリテーション】

区 分	金 額	内 容
入浴介助	40円/日	
リハビリテーションマネジメント(イ)	560円/月	開始日から6ヶ月以内
	240円/月	開始日から6ヶ月超
リハビリテーションマネジメント(ロ)	590円/月	開始日から6ヶ月以内
	273円/月	開始日から6ヶ月超
短期集中個別リハビリテーション実施	110円/回	開始日から3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施(Ⅰ)	240円/日	週2日を限度
認知症短期集中リハビリテーション実施(Ⅱ)	1,920円/月	1月4回以上実施の場合
若年性認知症利用者受入	60円/日	
栄養改善	200円/日	栄養改善の取り組み
口腔機能向上	150円/日	口腔機能向上の取り組み
重度療養管理	100円/日	要介護4・5の方
中重度者ケア体制	20円/日	要介護3～5の方が全利用者の30%以上
送迎を行わなかった場合	－47円/片道	
サービス提供体制強化（Ⅰ）	22円/日	介護福祉士50%以上
介護職員処遇改善（Ⅰ）	所定単位×86/1000	1月につき

【介護予防通所リハビリテーション】

区 分	金 額	内 容
運動器機能向上	225円/回	
サービス提供体制強化	88円/月	要支援1、介護福祉士50%
〃	176円/月	要支援2、介護福祉士50%
介護職員処遇改善（一）	所定単位×86/1000	1月につき

3 （介護予防）訪問リハビリテーションでは、利用者負担の額を以下とおりとする。

- （１） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （２） その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

別表

	区 分	金 額	内 容
介護保険	要支援 1・2 要介護 1～5	サービス費の 1 割、2 割又は 3 割 〃	

<加算について> (1 割負担の場合)

【訪問リハビリテーション】

区 分	金 額	内 容
リハビリマネジメント(イ)	1 8 0 円／月	
リハビリマネジメント(ロ)	2 1 3 円／回	
サービス提供体制強化 (I)	6 円／月	

【介護予防通所リハビリテーション】

区 分	金 額	内 容
サービス提供体制強化 (I)	6 円／月	

(施設の利用に当たっての留意事項)

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、9時から20時までとする。
- ・ 消灯時間は、21時とする。
- ・ 外出・外泊は、所定の届出用紙により許可を得るものとする。
- ・ 喫煙は、許可を得て所定の場所で行うものとする。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、取扱いに十分留意し使用する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、許可を得るものとする。

- ・ 金銭・貴重品の管理は、最小限とし必要に応じ当施設で預かるものとする。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、予め当施設に連絡のうえ行うものとする。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(その他運営に関する重要事項)

この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人 社
団 緑陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所・施設名	介護老人保健施設 ふぁみりい
実施するサービス種類	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、予防短期入所療養介護、予防通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ＜受付時間・休日等＞ 受付時間 8：30～17：30（緊急時24時間連絡可能） 休 日 日曜日・年末年始（12月29日～1月3日） ＜苦情受付担当者＞ 入所 3名（介護支援専門員：藤井・原田） （支援相談員：高津） 通所リハビリ 1名（支援相談員：佐藤） 訪問リハビリ 1名（理学療法士：土居） （介護老人保健施設 ふぁみりい 内 電話 084-960-0300） ＜苦情解決責任者＞ 施設長 三木 正己
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 1）苦情の受付 面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。 2）苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者に「苦情処理記録」にて文書で報告する。 3）苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。 苦情処理検討委員 （苦情解決責任者）施設長 （苦情受付担当者）介護支援専門員及び支援相談員並びに理学療法士 5名 （その他委員）各所属長 4）市町村等の紹介 苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、次の窓口を紹介する。 ○福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課 電話 （084）928－1166 ○府中市市民生活部福祉事務所介護保険係 電話 （0847）43－7191 ○井原市健康福祉部介護保険課 電話 （0866）62－9519 ○広島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話 （082）554－0783 ○岡山県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話 （086）223－8876
3	その他